

# 裁判員裁判 レポート

## 模擬評議レポート

当会会員 磯野 清華 (61期) ●Seika Isono



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

### 1 模擬評議について

東京三会では、平成25年度から毎年1度、裁判所と検察庁の協力を得て、裁判員裁判の模擬裁判を弁護士会館で行っている。平成30年度は、8月4日と5日の2日間にわたり、現職の裁判官・検察官及び市民の方にご協力いただき、模擬記録を題材として公判の審理、評議が行われた。この模擬裁判の特徴としては、普段我々が見ることのできない評議の内容について、モニターを通じて見ることができるということが挙げられる。

年度ごとに記録の内容やテーマは異なり、今年度のテーマは、自白事件において被告人の置かれた境遇、つまり被告人がやむを得ずに犯行に及んだということが評価されるためにはどのような事実が必要か、そしてそのように評価された場合、それが量刑に影響するかというものであった。

### 2 事案の概要

被告人(30歳・男性)は、幼少期に実の親に捨てられ養護施設を経て養父母に育てられた。中学時代には暴走族に入っていたが、養父の死亡とともに脱退し、その後16歳から植木屋で働いている。そんなあるとき、居酒屋

で暴走族時代の先輩に偶然会う。その後何度か飲みに行っているうちに、先輩が振り込め詐欺のような怪しい仕事をしていることを知る。そんな中、被告人が先輩に、自分の母が入院をしてお金銭的に苦しいと話したところ、先輩は「困ったときはお互い様だ」と言っていて、被告人に80万円を、返済期限を決めることなく貸してくれた。それから半年ほどして、先輩から急にお金を返すよう求められた。借りたお金を全て母の治療費等で使ってしまった被告人は、何とか5万円だけを翌月返すことができたが、先輩はそれに納得せず、仕事や昼夜間わず何度も被告人に電話してくる日々が続いた。

ある日被告人は、先輩から居酒屋に呼び出された。居酒屋で、最初は楽しく飲んでいたので、次第に酔い始めた先輩やその知人2人から金を返すよう求められた。その後4人でタクシーに乗って帰ることになった。タクシーの中で先輩は、被告人にお金を返すよう何度も迫り、更には「明日全額返さないならお前の母親のところに行くぞ」と脅した。その後先輩とその知人らは降り、被告人はタクシーに1人きりで乗っていた。被告人は、母には迷惑をかけたくないがどうやってお金を作ろうか悩んでいたところ、タクシーの運転手が「兄ちゃん、借りた金は返さないと」と言ってきた。そこで運転手の方を見ると、ドアのところに銀行の封筒が見えた。被告人は、この

お金があれば母に迷惑をかけずに済むと思い、強盗を決意した。

被告人は運転手に車をとめるよう告げ、車がとまるとリュックの中に入っていた植木鉢を右手で取り出し、運転手の左首筋に突き付け「金を出せ」と言った。運転手は被告人の右手をつかみ、2人はもみ合いになった。その中で被告人は、運転手の右顔面を左拳で1回殴った。運転手がぐったりしたことに驚いた被告人はお金を取らずにタクシーから走り去ったが、大変なことをしたと思い、自ら110番通報し、駆け付けた警察官に逮捕された。なお、運転手は、被告人が110番通報をする前に既に自ら110番通報をしていた。運転手の怪我は加療約1か月の右下顎骨骨折だった。

公訴事実は、概要「被告人は被害者に対し、手に持った植木鉢を左首筋付近に突き付け、『金を出せ』と脅迫した上、その右顔面を手拳で1回殴打する暴行を加え、その反抗を抑圧して現金を奪取しようとしたが、同人に抵抗されたため、その目的を遂げず、その際、前記暴行により同人に加療約1か月を要する右下顎骨骨折の傷害を負わせたものである」とされた。

起訴後保釈された被告人は、自身が用意した20万円と雇用主が貸してくれた30万円を加えた50万円を、弁護人を通じて被害者に支払おうとしたが、被害者からは受け取りを拒否された。

### 3 審理の内容

1日目の午前から午後3時頃まで審理が行われた。本件において公訴事実に争いはなく、争点は量刑であった。審理では、被害者の証人尋問に続き被告人質問が行われ、そのあとに情状証人の尋問、そして被害者意見陳述が行われた。なお被害者は、意見陳述において被告人に刑務所に入ってほしい旨を述べた。

論告において検察官は、被告人が運転手に対し、至近距離で植木鉢という殺傷能力の高い凶器を首筋に突き付けて脅迫をしたこと、

被告人が運転手の顔面を骨折するほどの力で殴ったこと、これらのことから脅迫・暴行の程度は強度であり、犯行態様が悪質であると主張した。また、被告人の暴行により被害者が加療約1か月の傷害を負いその間休職を余儀なくされ、その後も恐怖で業務に支障が出ているなど結果が重大であり、被告人は先輩から金銭の弁済を求められたとはいえ、周囲に相談することも金策に走ることもなく本件犯行に及んでいることから金欲しさの犯行であり、その動機は強い非難に値するとも主張した。そして量刑グラフを示し、グラフにある事案で執行猶予がついたのは、被害者が宥恕していたり、多額の被害弁済がなされていたり、被害者との間で示談が成立した場合であって、本件ではそのいずれにもあたらず執行猶予が相当な事案とはとてもいえないとして、懲役7年及び植木鉢の没収を求刑した。

弁護人は弁論で、被告人の犯行は先輩から母を守るためのものであり単なる金欲しさの犯行ではないこと、そして被告人には周囲に頼れる人がいなかったことから、その動機には酌むべき事情があると主張した。そして本件犯行は計画的なものではなく思い付きで行われたものであること、本件で使用された植木鉢の先端は丸くとがっておらず凶器としては殺傷能力が高いとはいえないこと、暴行も殴ったのは1回であり、犯行態様はそれほど悪質とはいえないことから、本件における被告人の刑事責任は大きいものではないと主張した。その上で、検察官とは異なる量刑グラフを示し、前記事情からすれば、本件は刑のピークよりも軽いところに位置すべき事案であり、被告人に前科前歴はなく雇用先が監督を約束していること、犯行後に自ら110番通報をしていることから、被告人は社会内でやり直す資格があるとして懲役3年執行猶予5年が相当であると主張した。

### 4 評議の経過

評議は1日目の午後後半と2日目午前中を使

って行われた。最初に裁判官から、今日の審理に関する感想を裁判員に聞いた。そこでは、検察官と弁護人とで使っている量刑グラフが違うことに違和感がある、検察官の求刑が重いのか軽いのか判断できない、という意見があった。

## 1 公訴事実について

被告人の暴行は財物奪取に向けられたものではなく、逃亡するためのものではないかという疑問が出された。検討の結果、被告人の暴行は財物奪取に向けられたものではないという結論に至り、罪となるべき事実は「被告人は…脅迫して被害者の犯行を抑圧して財物を奪取しようとしたがその目的を遂げず、その際被害者の顔面を手拳で殴打することにより加療約1か月を要する傷害を負わせた」と認定された。

## 2 犯情事実についての検討

冒頭に裁判長から、量刑の基本的な考え方(行為責任の考え方)が示された上で、客観面と主観面とを分けて考えていくことをこれからの評議では意識してほしいという話がなされた。

そして実際の犯情事実を見ていく際には、論告と弁論とを比べて検討するという方針が裁判長からなされた。そこでまず行為の客観面から考えていくことになった。

結果の重大性については、結果が重大であることに裁判官、裁判員とも異論はなかった。次に犯行態様について裁判員からは、鋏の形状(先端は丸くとがっていない)からは鋏が特に危険なものであるとはいえないのではないかという意見がある一方、もし自分が至近距離で同じことをやられたら相当危険だと感じるという意見や、被害者からしたら急に金属片を首筋に当てられるのであるから危険ではないかという意見があった。これらの意見に対し裁判官からは、タクシーの車内という狭い空間で、至近距離から刃物を突き付けら

れるという行為については危険な行為であるものの、このことはタクシー強盗というグラフを使用する段階で既に評価されている事実であるから、物自体の危険性よりも、脅迫の手段としてどれだけ実効性があったかで考えるべきではないかとの方向性が示された。その上で、本件においては、脅迫に用いられた鋏からは傷害の結果が生じていないため、凶器によって傷害の結果が生じた場合に比べて犯行態様は軽いと評価できるとされた。そして計画性については、脅迫に使用されていた鋏はたまたま持っていたものであること、被告人はタクシー内にあった銀行の封筒を見て犯行に及んだことからして、計画性が低いと評価された。これらのことから、本件の客観面については、タクシー強盗の中で特に軽いともいえないし、重いともいえない事案であるとの結論になった。

次に行為の主観面、すなわち犯行に至る経緯や動機について検討がなされた。この点については裁判員から、「被告人が金銭的に苦しい中で母の面倒を見てそれなりに頑張っていたことを考えると、検察官の主張する動機に全く酌量の余地がないという意見は厳しすぎる」「養護施設で育ち、中学時代には暴走族に入り、16歳から働いているという被告人の生い立ちを考えれば、周囲に相談したり金策に走ったりする方法があったという検察官の意見には賛同できない」という意見があった一方で、そうであっても犯罪行為をすることは決して許されるものではないという意見や、結果的に50万円集めることができたことから考えれば強盗以外にもお金を集める手段があったといえるのではないかという意見もあった。裁判官からは、被告人が犯行を決意することになった事情がどのくらい非難できるかという視点で考えていくのが良いのではないかという提案がなされた。特に被告人の先輩からの影響が非難の程度を減少させるのかという疑問が提示された。この点については、被告人が先輩の言動によって追い詰められていたと評価できるという意見があった一方、どこにも相談していないということは



極限まで追い詰められていたとまではいえないという意見も出た。最終的には、責任を軽くする事情とは考えられるものの、大きく考慮すべきとまではいえないという結論になり、具体的な量刑の検討の際に考慮するという事になった。

### 3 具体的な量刑の検討

初めに、検察官が提示したグラフと弁護人が提示したグラフのどちらを使うかについて検討がなされた。この点、傷害の治癒期間に関するフィルターがかけられていない検察官提示のグラフではなく、治癒期間が2週間から1か月程度とされている弁護人提示のグラフが本件では用いるのに適当だとされた。このグラフでは、量刑のピークは5年から6年の間であり、この時点での裁判員の意見は、4年から6年の間にほとんど収まった。その理由としては、本件が特に重い事案とも思えないが軽い事案とも思えないというものが多かった。他方で、実刑にするよりも執行猶予にした方が猶予期間中は注意して生活する必要があるという社会内でのプレッシャーとなるため、本人の更生に資するのではないかという意見もあった。ここで裁判長からは、執行猶予を付けるのであれば懲役刑は3年が上限となることの説明があり、弁護人が主張する執行猶予の可能性も検討するために、大雑把に3年から5年の山で考えていく事になった。

次に一般情状事実に関する検討がなされた。被告人に有利な事情として、被告人が被害弁済のために50万円を用意したこと、自ら110番通報をしたこと、雇用先の監督が期待できること、前科前歴がないこと、これまで被告人が真面目に働いてきたことが挙げられた。被害者が厳罰を望んでいることの評価については裁判官から、もし被害者が上手に処罰感情を法廷で述べることであった場合には刑を軽くし、上手く述べることでできなかったら刑を軽くするというのは刑のバランスを失するため、限定的にしか影響しないと考えるべきだという解説がなされた。その後仮評議を経

て判決の言渡しがなされた。

判決は、懲役4年6月、更に植木鋏の没収であった。量刑の理由として、脅迫の方法及び暴行は相当程度強度であり、重大な結果が生じたことを考えると、本件は重くもないが軽くもない部類に属する事案であることがまず判示された。その上で、被告人が犯行に至った経緯には理解できるところもあるがそれは非難の程度を一定程度減少させるにとどまり、大きく減少させるものではなく、そのほかの計画性等も考慮すると被告人の責任の度合いは重いものとはいえないが最も軽い部類に属するものとはいえず、被告人に有利な事情を考慮しても執行猶予を付するのは相当ではなく実刑はやむを得ないと判示した。

### 5 評議を終えて

判決言渡し後、裁判員として参加された方も交え意見交換会がなされた。裁判員役の方々からの意見は非常に好意的であり、検察官・弁護人双方の主張も含め分かりやすかったという意見が多かった。

裁判員裁判が始まってから行為責任が量刑を決めるにあたり重要な考え方になってきた。今回の評議でも冒頭に裁判官から行為責任の考え方が示されており、この考えが基本になっていることが明らかになった。また評議で裁判官は、法的な問題点の存在を示すとともに、議論の方向性を示したり裁判員から意見を引き出そうと質問を投げかけたりと進行役に徹していた。そして犯情事実から一般情状事実まで、非常に細部にわたる事実の検討がなされており、弁護人としても細部にわたる主張を行うことの重要性を感じさせられた模擬評議となった。

今回の模擬評議には、弁護士だけでなく検察官や裁判官も多数傍聴に来ていた。模擬評議を見ることにより様々なことを発見し、評議を想像した弁護活動を行うことができるようになるであろう。次年度においては、今年度以上の多数の会員の参加が望まれる。 ■